

秋田県週休２日制モデル工事に関する農業農村整備運用

(令和元年６月２７日整－７６５)

第２条関係（定義）

- １ 秋田県週休２日制モデル工事実施要綱（以下「要綱」という。）第２条第２号に定める「休日」には、降雨、降雪等による予定外の作業休止日及び降雨後の作業待ちのための作業休止日を含むものとする。
ただし、現場閉所をした場合に限る。
- ２ 要綱第２条第３号の「当該モデル工事に係る作業」には、現場事務所等での事務作業を含むものとする。
- ３ 要綱第２条第５号の「別に定める期間」とは、次に掲げる期間とする。
 - （１）工場製作を含む工事において、工場製作のみを実施している期間
 - （２）工事全体を一時中止している期間
 - （３）施工計画書で定めた夏期休暇及び年末年始休暇の期間
 - （４）余裕期間設定工事において、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

第３条関係（休日）

- １ 要綱第３条第２項の「別に定めるところ」とは、次に掲げるとおりとする。
 - （１）振替休日は、休日作業日と同一の１週間で確保することを原則とする。
 - （２）降雨等、やむを得ない事由により作業できない日が続き、その日を休日とした場合に工事の進捗に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、休日作業日の前後の週に当該作業日の振替休日確保した場合において完全週休２日と認める。
 - （３）振替休日をさらに振替することは認めないものとする。

第４条関係（モデル工事の指定等）

- １ 要綱第４条第１号に定める「モデル工事」について、次のいずれかに該当する工事は、対象外とする。
 - （１）現場施工が１週間未満の工事。
 - （２）社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事。
 - （３）工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事。
 - （４）県営災害復旧工事。
- ２ 工事は、前項に掲げる事由に該当するものを除き、発注者指定型又は受注者希望型のいずれかの方法により実施するものとする。

（入札公告等）

- ３ 要綱第４条第１号に定める「発注者指定型」については、次に掲げるとおりとする。
 - （１）発注概要書（Ａ．入札参加資格等）には、「その他の事項」欄に下記事項を追記するものとする。

- ・本工事は秋田県週休2日制モデル工事である。
 - ・その他特記仕様書及び現場説明書に記載した事項を確認すること。
- (2) 特記仕様書には、別紙1のとおり記載するものとする。
- (3) 現場説明書(条件明示)には、別紙2のとおり記載するものとする。
- 4 要綱第4条第2号に定める「受注者希望型」については、次に掲げるとおりとする。
- (1) 特記仕様書には、別紙1のとおり記載するものとする。
- (2) 現場説明書(条件明示)には、別紙2のとおり記載するものとする。
- (3) 発注者は、受注者と施工計画書の提出前に協議を行い、週休2日の実施を判断するものとする。

(休暇取得状況の確認方法)

- 5 毎月の履行報告書(別紙3-1参照)に勤務状況確認表(別紙3-2参照)を添付して提出させるものとする。なお、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

(モデル工事の指定の解除)

- 6 要綱第4条第2項の「モデル工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該モデル工事の現場が被災した場合など、週休2日を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。

第6条関係(工期変更)

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

第7条関係(工事費の積算)

- 1 現場閉所の状況に応じた直接工事費及び間接工事費の補正については、農業農村整備工事標準積算基準書(土木工事)により積算するものとする。
- 2 発注者指定型における積算は、次に掲げる事項に従い実施するものとする。
- (1) 工事発注時より、4週8休以上の達成を前提とした補正係数(別表1)を、労務費、機械経費(賃料)、間接工事費に乘じるものとする。
- (2) 工事完成直前において、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じて別表1に掲げる現場閉所率による補正係数の見直しを行い、変更するものとする。
- 3 受注者希望型における積算は、次に掲げる事項に従い実施するものとする。
- (1) 工事発注時において、労務費、機械経費(賃料)、間接工事費の補正は行わず、通常積算とする。
- (2) 工事完成直前において、現場閉所の達成状況を確認後、4週6休以上の現場閉所(現場閉所率で21.4%以上)を行ったと認められた場合には、労務費、機械経費(賃料)、間接工事費に現場閉所率による補正係数(別表1)を乗じて増額変

更するものとする。

- 4 市場単価の補正係数は別表 2 による。

第 9 条関係（その他）

（工期設定及び施工計画書等）

- 1 モデル工事の実施においては、余裕を持った工期設定を行うものとする。
- 2 施工計画書及び実施工程表については、4 週 8 休以上を考慮したものを提出させるものとする。
- 3 各種参考様式（別紙 3-1 ～ 5-2）については契約後、監督職員から現場代理人に提供するものとする。

（工事名標示板）

- 4 工事名標示板にはモデル工事であることを明記するものとする（別紙 4 参照）。

（アンケート）

- 5 モデル工事終了後、アンケートを実施するものとする。
 - （1）受注者にはアンケート（別紙 5-1 ～ 5-2）に記入してもらい、発注者に提出させるものとする。
 - （2）発注者はアンケート（別紙 6）に記入し、受注者が記入したアンケートと併せて、それらの写しを農地整備課に提出するものとする。

附 則（令和元年 6 月 27 日整－765）

この通知は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 14 日整－2129 一部改定）

この通知は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 7 日整－280 一部改定）

この通知は、令和 2 年 5 月 10 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 10 日整－1002 一部改定）

この通知は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 1 日整－477 一部改定）

この通知は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 21 日整－1099 一部改正）

この通知は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

別表１ 現場閉所率による補正係数

	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	完全週休2日
労 務 費	補正なし	1.01	1.03	1.05	
機械経費(賃料)		1.01	1.03	1.04	
共通仮設費率		1.02	1.03	1.04	
現場管理費率		1.03	1.04	1.06	
現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25.0%未満	25.0%以上 28.5%未満	28.5%以上	

別表２ 市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上 完全週休2日
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.01	1.03	1.05
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防護網）		1.01	1.02	1.03
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02